第36号

昭和47年4月15日
発行＝小国町役場
印刷＝小千谷市位下印刷

広報おぐに

小国町の人口（前月比）

男	5,254人（−70）
女	5,487人（−77）
計	10,741人（−147）
世帯数	2,455（−8）

昭和47年3月31日現在

今月の納税

固定資産税	第1期
国保税	第1期
国民年金	第1期（4、5月分）
保育料	4月分

四十七年度予算きまる

一般会計　四八六、三〇〇千円
国保会計　一四〇、〇〇〇千円
上小国診療所会計　二九、六三〇千円
法末診療所会計　二、四〇〇千円
簡易水道会計　三、一五〇千円

昭和四十七年度の予算案及び関係条例案件等審議のため、三月十日から二十七日まで開会された小国町議会において、議決されました一般会計及び各特別会計予算等の概要は次のとおりであります。

小国町の財政事情

財政事情の公表に関する条例により、昭和四十七年度の予算等について次のとおり報告いたします。

昭和四十七年四月十日

小国町長　佐藤勝栄

一、町長の施政方針の概要

国及び県の予算編成案及び国の地方財政融資案等の内容は、最近の景気の不況に対処するためのものと国民の福祉対策の充実・向上を計ることが基本とされていますが、諸般の状勢から特に財政的な面では極めてきびしい状勢になると思われます。このような状況の中にあって当町においても、年ごとに必要な行政需要はますます増加し、複雑多様化している現況であります。これらの現状に対処するための必要施策は、長期的・計画的に的確な目標を定め、緊急度合と関係財源を考慮して健全財政を堅持しながら、高率的な行政の運営を計ることが責務の原則であると確信します。従って、向後の行政執行については、四十五年以来町議会内に設置された総合開発特別委員会で研究・審議されてきた、〝小国町発展のための長期構想〟が去る十二月議決されましたので、この構想を基本といたします。その実施の第一年度がきたる四十七年度でありまして、この目標を基に予算編成についての目標を方針の基本といたしました。

(一)生活関連社会資本の整備

福祉社会建設の基礎となる地域環境整備の重点的事業は、県道、町道の整備が第一であります。基幹無雪道路は四十七年度に上地区について県の事業で着工、下地区は来年度に採択される見込であります。町道の改良は、補助対象事業及び継続・新規を含め七路線分を、その他特改事業・橋りょう事業及び災害復旧事業等について各々予算に計上しました。町中央部の小国橋の架替は、県の過疎地域代行事業として実施中であります。

(二)社会福祉施設の充実

健康管理・生活環境保全のため、特に高血圧などの成人病の予防・治療等の対策として、成人健康センターを建設します。あわせて老人医療について、極力配意し、児童福祉については中央保育所の建設予定地を買取整備し、四十八年度に建設する計画であります。生活環境の保全については、懸案であった上水道事業を実施するため、広域的な小国町・越路町水道企業団の発足により、目下関係事務の手続中であります。ゴミ処理についての取集は、委託事業として対処いたします。

(三)農林水産業の振興

農政の転換期の現実に対し、特に米の生産調整については慎重に対処する考えであり、関連するうまい米作りは、今後とも大きな課題であります。また将来に対する農業地域整備計画は現在、その原案の作成段階であります。その他、土地基盤の整備・養蚕の振興・飼料基盤の牧野造成・造林事業・季節労働対策・商工業の振興等に極力努力いたします。

(四)教育内容の充実と高校施設の整備

各小学校及び中学校についての内容充実と、教員住宅の建設を図ります。高校小国分校の体育館の老朽化による改築を県費により建設いたします。

新しい年度を迎えるに当り、社会経済等の急速な進展、行政の高度化、重要度の増加など社会の変動に応じた適切な措置が執られるよう、充分検討を加えながら、自らの姿勢を正し、綱紀の粛正を期し、勤勉と勇気・誠実を行政・政治の理念として、豊かな町造り、町勢発展のために全力をつくす所存であります。議会諸賢並びに町民各位の絶大なるご協力・ご理解を賜りますよう心からお願い申し上げて所信表明といたします。

二、条例等の関係

(一)制定＝国民健康保険給付率価金の関係条例
(二)一部改正＝議会関係条例等十一件
(三)その他＝町道路線の廃止、認定等（以下略）

三、予算の概要

別表のとおりです。

一般会計予算　総額　486,300千円

歳入の内訳

科目・予算額・総額に対する割合（%）等	千円	%		千円	予算の財源区分 特定財源 千円	予算の財源区分 一般財源 千円	前年度の当初予算額 千円	前年度の当初に比べての増減 千円
1. 町税	50,655	10.4	1. 町民税	9,342	0	50,655	44,923	5,732
			2. 固定資産税	23,698				
			3. 軽自動車税	4,162				
			4. たばこ消費税	9,412				
			5. 電気ガス税	3,920				
			6. 木材引取税	121				
2. 地方譲与税	2,000	0.4	1. 自動車重量譲与税	2,000	0	2,000	0	2,000
3. 自動車取得税交付金	6,000	1.2	1. 自動車取得税交付金	6,000	0	6,000	6,000	0
4. 地方交付税	280,000	57.5	1. 地方交付税	280,000	0	280,000	237,000	43,000
5. 分担金負担金	5,657	1.2	1. 分担金	280	5,657	0	3,650	2,007
			2. 負担金	5,377				
6. 使用料手数料	8,826	1.8	1. 使用料	5,589	8,826	0	10,059	△ 1,233
			2. 手数料	3,237				
7. 国庫支出金	24,141	5.0	1. 国庫負担金	15,832	24,141	0	21,806	2,335
			2. 〃 補助金	6,250				
			3. 〃 委託金	2,059				
8. 県支出金	34,030	7.0	1. 県負担金	1,597	34,030	0	23,522	10,508
			2. 〃 補助金	31,092				
			3. 〃 委託金	1,341				
9. 財産収入	1,831	0.4	1. 財産運用収入	1,801	1,800	31	5,925	△ 4,094
			2. 財産売払収入	30				
10. 繰入金	14,140	2.9	1. 基金繰入金	14,140	14,140	0	2,500	11,640
11. 繰越金	1,000	0.2	1. 繰越金	1,000	0	1,000	5,000	△ 4,000
12. 諸収入	9,520	2.0	1. 延滞金、加算金	2	8,990	530	8,631	889
			2. 利子収入	500				
			3. 貸付金元利収入	5,195				
			4. 雑入	3,823				
13. 町債	48,500	10.0	1. 町債	48,500	48,500	0	38,200	10,300
× 寄附金	0	0	× 寄附金	0	0	0	184	△ 184
歳入合計	486,300	100.0%		486,300	146,084	340,216	407,400	78,900

歳出の内訳

一般会計の歳入概要

（金額の数字は千円単位）

町民税	個人分8,953 法人分389 計9,342 前年当初個人分7,170 法人分441 前年度の現計予算個人分10,450 法人分441
固定資産税	土地、家屋、償却資産22,698 電々公社分1,000 計23,698 前年当初20,946 前年度の現計23,980
軽自動車税	バイク、耕耘機、軽自動車等4,162 前年当初3,835 前年度の現計4,110
その他の税	たばこ消費税9,412 前年9,050 電気ガス税3,920 前年3,360 木材引取税121 前年121
分担金、負担金、	林崩事業受益者負担280 保育所保育料5,220 学校安全会負担157 計5,657
使用料 手数料	中央、保育料1,080 火葬場120 母子センター2.078 畜産センター1,821 中学校寄宿舎1,850 戸籍関係700 予防注射等1,106 その他略
国庫支出金	保育所5,590 児童手当3,940 学校関係7,446 土木災害復旧3,991 消防450 患者輸送車600 国民年金2,059
県支出金	保育所1,386 児童手当834 老人福祉1,499 衛生関係1,282 農林関係25,308 ブルドーザー1,000 学校関係1,543 選挙100 集落移転26 6 県民税事務405 土木20 3
財産収入	ブルドーザー貸付料1,500 婚礼衣装300
繰入金	国民年金基金2,500 土地開発基金積立金から11,640
諸収入	預金利子500 貸付金元利収入5,195 年金関係700 諸団体から738 住宅料500 県道除雪料1,005 その他略
町債	過疎対策事業関係借入金37,400 土木災害復旧借入1,500 町道改良関係借入9,600

科目、予算額、総額に対する割合（%）等	千円	%		千円	予算の財源内訳 特定財源 国県支出金 千円	町債 千円	その他 千円	一般財源 千円	前年度の当初予算額 千円	前年度の当初に比べての増減 千円
1. 議会費	19,703	4.0	1. 議会費	19,703	0	0	0	19,703	16,337	3,366
2. 総務費	80,364	16.4	1. 総務管理費	59,122	810	0	1,011	78,543	78,625	1,739
			2. 徴税費	11,223						
			3. 戸籍住民台帳費	5,424						
			4. 選挙費	2,403						
			5. 統計調査費	900						
			6. 監査委員費	360						
			7. 過疎対策費	932						
3. 民生費	47,122	9.7	1. 社会福祉費	18,268	15,538	0	12,500	19,084	42,081	5,041
			2. 児童福祉費	28,854						
4. 衛生費	76,331	15.7	1. 保健衛生費	69,038	1,882	28,900	7,604	37,945	28,975	47,356
			2. 清掃費	3,740						
			3. 母子センター費	3,553						
5. 労働費	3,709	0.8	1. 労働諸費	3,709	0	0	2,080	1,629	1,842	1,867
6. 農林水産業費	43,120	8.9	1. 農業費	38,106	21,000	0	3,392	18,728	29,482	13,638
			2. 林業費	5,014						
7. 商工費	4,880	1.0	1. 商工費	4,880	0	0	3,115	1,765	4,660	220
8. 土木費	61,058	12.6	1. 土木管理費	15,940	5,511	17,400	2,505	35,642	53,062	7,996
			2. 道路橋梁費	44,188						
			3. 河川費	930						
9. 消防費	8,713	1.8	1. 消防費	8,713	450	700	0	7,563	8,545	168
10. 教育費	96,117	19.8	1. 教育総務費	14,305	8,989	0	7,206	79,922	110,569	△ 14,452
			2. 小学校費	42,733						
			3. 中学校費	25,846						
			4. 高等教育振興費	8,283						
			5. 社会教育費	4,950						
11. 災害復旧費	7,660	1.6	1. 土木災害復旧費	7,660	3,991	1,500	0	2,169	540	7,120
12. 公債費	36,707	7.5	1. 公債費	36,707	0	0	0	36,707	32,233	4,474
13. 予備費	816	0.2	1. 予備費	816	0	0	0	816	449	367
歳出合計	486,300	100.0	／	486,300	58,171	48,500	39,413	340,216	407,400	78,900

歳出のうち建設事業及び特定経費等の主な概要

（単位千円）

（総務）	
役場修繕改造等	420
横断歩道塗装	100
カーブミラー設置	630
農業委員選挙費	799
町長、町議選挙	1,108
集団移転利子補給	666
（民生）	
老人健康診断	198
老人クラブ補助	504
同　上　連合会	100
老人医療費補助	2,000
ねたきり老人関係	1,050
国民年金基金	2,500
児童遊園	200
児童手当	5,610
若草保育所関係	8,676
やまなみ　〃	7,191
中央保育所　〃	6,977
（保健衛生）	
患者輸送車購入	1,200
小国診療所へ	3,000
水道企業団へ	7,747
母子保健ミルク	936
国保会計へ	2,050
上小国診療所へ	5,524
法末診療所へ	400
簡水会計へ	977
成人病検診等	654
各種予防注射	1,140
結核予防、寄生虫血液型検査等	1,000
そ族昆虫駆除	255
防疫薬剤	1,500
成人健康センター建設関係	40,000
ゴミ収集関係	2,400
し尿処理　〃	1,280
母子センター関係	3,553
（労働）	
季節労働互助会	200
労働金庫預託	2,000
（農林水産）	
共同種蚕飼育所	9,350
桑園造成	1,350
車懸センター	7,465
土地基盤整備	900
牧野造成	1,384
畜産センター運営費	1,385
米生産調整関係	1,757
林業振興	511
造林事業	1,150
林地崩壊防止事業	1,340
（商工）	
町商工会補助	500
産業育成資金貸付	3,000
（土木）	
ブルドーザー購入	5,000
町道維持補修	2,850
〃 新設改良	22,708
〃 特殊改良	9,470
〃 橋梁維持補修	1,050
河川維持修繕	870
（消防）	
退職組合負担金	1,331
消防施設整備	1,814
（教育）	
教員住宅譲受金	4,810
小学校費	(42,733)
グラウンド整備その他工事費	7,565
各種備品購入	4,267
教育振興費	7,378
住宅建設関係	442
中学校費	(25,846)
通学費補助	5,380
教育振興費	4,037
スクールバス	1,500
寄宿舎関係	6,298
高校小国分校関係	8,283
成人、米寿、体育大会その他需用費	685
プール関係	400
公民館関係	1,537
町史編さん	700
（土木災害復旧）	
道路、橋梁河川	7,660
（公債費）	
長期借入元金	20,432
〃　〃　利子	15,965
一時借入利子	300

債務負担行為に関する調書

この調書は、町債（地方債）の他で、長期間にわたる町の債務負担があることを示すもので、この決定をする場合はそのつど議会の議決によることになっています。前年度以降のもので現在その債務の完了していないものの調書です。毎年分の必要額は、毎年度の一般会計に組込まれて支払いされています。

（単位　千円）

事項	限度額	前年度までの支出額		47年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
有線放送電話事業補助金	5,000	42年～46年	5,000	—	—	—	—	—	—
小国病院増築事業負担金	10,195	44 ～46	10,195	—	—	—	—	—	—
八王子教員住宅譲受代金	7,761	43 ～46	2,069	47年～57年	5,692	—	—	660	5,032
新町 〃 〃	24,314	44 ～46	4,863	47 ～58	19,451	—	—	1,512	17,939
相野原 〃 〃	30,799	45 ～46	4,106	47 ～59	26,693	—	—	1,482	25,211
外山、難山集落移転住宅建築資金借入利子補給	4,896	45 ～46	970	47 ～59	3,926	1,127	—	—	2,799
原教員住宅譲受代金	3,995	46 ～46	133	47 ～61	3,862	—	—	—	3,862
山野田、三桶〃 〃	8,174	—	—	47 ～62	8,174	—	—	540	7,634
計	95,134	—	27,336	—	67,798	1,127	—	4,194	62,477

地方債の現在高及び見込額に関する調

この調書は、町の起債（借入金）の額を表わしたもので、昭和三十年度から四十七年度の見込みまでの借入元金の額です。返済のときは、この他に利子が必要ですが、四十七年度の償還元金は、二〇、四三二千円、利子、一五、九六五千円を予定しています。

なお債還元利に対しては国から一部補助（交付税）される制度があります。例として、減税補填債は一〇〇%、土木災害復旧は九五%、過疎対策事業債は七〇%……その他省略。

（単位　千円）

区分	45年度末現在高	46年度末現在高	47年度中の増減見込額		47年度末現在高見込額
			47年度中の起債見込額	47年度中の元金償還見込額	
1．一般土木関係	14,035	13,869	9,600	2,787	20,682
2．農林 〃	3,900	3,320	—	597	2,723
3．教育 〃	131.306	138,878	—	5,973	132,905
4．社会及び労働 〃	13,132	11,492	—	1,025	10,467
5．土木災害復旧	15,170	13,082	1,500	1,925	12,657
6．教育災害復旧	4,362	3,927	—	462	3,465
7．減税補填	9,827	5,782	—	2,884	2,898
8．辺地事業	8,675	7,312	—	1,449	5,863
9．特別債	6,894	6,345	—	586	5,759
10．過疎対策事業	20,400	45,433	37,400	2,744	80,089
計	227,701	249,440	48,500	20,432	277,508

国民健康保険会計予算　総額 140,000千円

概要説明

この会計は、各社会保険の加入者以外を対象とする国民健康保険の加入世帯を二〇四〇世帯、被保険者を八四四二人と見込み、この医療給付を目的としたものです。支出のために必要な収入は、保険税では世帯当り年間平均約二〇、九一〇円一人当り約五、〇五三円を納税していただく見込で

この収入総額を、四二、二二九千円計上しています。これを前年の当初予算と比べてみますと、世帯当りで年間一、五八一円、一人当

（次頁へ続く）

歳入の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
	千円	千円	千円
1．保険税	42,329	39,767	2,562
2．手数料	3	3	0
3．国庫 負担金	73.042	67,741	5,301
3．国庫 補助金	11,541	9,999	1,542
4．県補助金	11	9	2
5．財産運用収入	20	20	0
6．他会計繰入金	2,050	1,300	750
7．繰越金	11.000	10,000	1,000
8．諸収入	4	4	0
歳入合計	140,000	128,843	11,157

歳出の内訳

科目	47年度予算額	予算の財源内訳 国県支出金	予算の財源内訳 一般財源	前年度当初予算	前年比較
	千円	千円	千円	千円	千円
1．総務管理費	5,284	4,657	627	4,817	467
運営協議会費	82	0	82	72	10
2．療養諸費	127,063	79,385	47,678	120,345	6,718
助産諸費	1,000	316	684	1,050	△ 50
葬祭諸費	300	0	300	300	0
3．保健施設費	1,487	236	1,251	1,438	49
4．公債費	160	0	160	200	△ 40
5．諸支出金	3,624	0	3,624	21	3,603
6．予備費	1,000	0	1,000	600	400
歳出合計	140,000	84,594	55,406	128,843	11,157

（前頁より）

りで三三円の増になっております。これは前年度からの繰越金の見込額もありますが、二月から改定された基準医療費の増に伴う関係もありますので御理解賜りたく、次に国県からの補助金等は左記のとおりで、この保険制度は総医療費の四割を国が負担し、三割は受診者の一部負担、残りの三割は保険税で各々分担されていることは、皆様既に御案内のとおりであります。他に職員と保健婦の人件費等の補助として、一般会計から二〇五万円が繰入れられます。前年度からの繰越金を一、一〇〇万円見込んでいますがこの繰越金が無い場合は、多額の増税を必要とすることに関係します。

支出の内容は一般、人件費、事務用品等と保健婦関係で六八五三千円計上してありますが、このうち国県から四、八九三千円の補助（見込）があります。医療給付の総医療費を、年間一七八、四二五千円と見込みこの七割を給付する額として、一二四、八九八千円を予定しています。他に助産一件当り一万円、葬祭一件当り三千円、各一〇〇件分一三〇万円が計上され、諸支出金については、そのうち三六〇万円を今後の医療費の増加等に伴う給付額の必要準備金として、特別に積立てておくことになっています。

上小国診療所会計　予算総額 29,630千円

歳出の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
	千円	千円	千円
1．施設管理費	16,858	15,018	1,840
研究研修費	120	75	45
2．医薬費	8,820	7,928	892
3．施設整備費	2,792	2,269	523
4．公債費	216	219	△ 3
5．予備費	824	201	623
歳出合計	29,630	25,710	3,920

歳入の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
	千円	千円	千円
1．診療（外来）収入	23,786	19,966	3,820
〃（その他）収入	1	1	0
2．使用料	1	1	0
手数料	305	206	99
3．国庫補助金	1	1	0
4．繰入金	5,524	3,923	1,601
5．繰越金	1	0	1
6．預金利子	1	1	0
雑収入	10	11	△ 1
× 町債	0	1,600	△ 1,600
歳入合計	29,630	25,710	3,920

この会計は、内科と歯科の両先生による上小国診療所の運営にかかる予算で、収入は国保と各社会保険等の受診者の診療費および一部負担金を主体とし、不足分は一般会計からの繰入金で構成され、支出は人件費・維持費・医薬品材料費と建物内部の一部修繕および医療用機械備品の購入、建築当時の借入金の返済が計上されています。

なお、この返済金は右記の地方債の調のように、本年度で完了する見込みです。

地方債の現在高及び見込額に関する調

区分	46年度末現在高	47年度中の増減見込額		47年度末現在高
		起債見込額	元金償還見込額	
診療所新築事業債	205千円	0千円	205千円	0千円

法末へき地出張診療所会計　予算総額 2,400千円

この会計は、無医地区の法水に設置されている出張診療所の運営に係るもので上小国診療所から週二回出張しています。支出は医師看護婦等の人件費・診療所の維持費および医薬品代で収入は診療費と国・県からの補助金と、一般会計からの繰入金で構成されています。

歳出の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
1．一般管理費	1,383千円	994千円	389千円
2．医薬費	953	1,140	△ 187
3．予備費	64	106	△ 42
歳出合計	2,400	2,240	160

歳入の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
1．診療（外来）収入	1,130千円	1,198千円	△ 68千円
〃（その他）収入	1	1	0
2．手数料	1	1	0
3．県補助金	867	453	414
4．繰入金	400	586	△ 186
5．諸収入	1	1	0
歳入合計	2,400	2,240	160

簡易水道事業会計　予算総額 3,150千円

（この会計は小国町・越路町広域簡易水道事業の会計ではありません。従前からのものです）

この会計は、既設水道事業（千谷沢・諏訪井・菩野島・法坂・中央地区・小栗山・森光・太郎丸・桐沢・七日町）の施行当時の借入金の返済および維持運営費にあてるための額を支出として、その財源として関係者からの納入金および一般会計からの繰入金を収入とする構成になっています。地方債の調の額は、借入金の元金の残高であり、返済金の利子はこの他です。

歳出の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
1．水道運営費	872千円	757千円	115千円
維持管理費	673	673	0
2．元利償還金	1,598	1,598	0
3．予備費	7	2	5
歳出合計	3,150	3,030	120

歳入の内訳

科目	47年度予算額	前年度当初予算	前年比較
1．使用料 手数料	2,171千円	2,171千円	0千円
2．繰入金	977	857	120
3．繰越金	2	2	0
歳入合計	3,150	3,030	120

地方債の現在高及び見込額に関する調

区分	46年度末 現在高	47年度中の増減見込額		47年度末 現在高
		起債見込額	元金償還見込額	
簡易水道事業債（郵政省 6件、新潟県 1件）	11,867千円	0千円	837千円	11,030千円

春の全国交通安全運動!!

期間　四月六日～十五日

重点

歩行者事故、とくに新入学児童、園児および幼児の事故を防止するため、特に、次のことを実施します。

①スクールゾーンの設定

（交通安全学校地域）小学校、保育所を中心として五〇〇米以内の区域を、『スクールゾーン』の標識であらわします。このゾーンは特にこどもの交通安全の確保をはかる特定地域として、地域ぐるみの交通安全活動を集中的に行ないます。

②こどもと保護者に対する交通安全指導

母親ぐるみの指導を重点的に行ない、通学、通園帰宅後の交通事故防止に必要な事故について指導し、その徹底をはかります。

小国町では全国交通安全運動の一環として、町ぐるみこの運動に取りくんでおりますが、地域的に、出稼ぎ者が帰り、交通量も増し、浮き足だつ行楽期、農繁期……と、これからが本番じんです。一寸の気のゆるみが、思わぬ事故に連なります。ふだんから交通に心がけましょう。

交通運動期間となります。道路施設の整備をはじめいろいろの啓もう対策をすすめてまいりますが、何よりも、一人々の注意がかん

交通安全協会長（町長）も先頭に街頭指

「教員異動」のお知らせ

小国町教育委員会

恒例の小・中・高校の教員の異動が先月下旬発表され、町内の小・中学校では別表のように各先生方が異動されました。

転出された先生方には、長い間教鞭をとっていただいたことにお礼を申し上げますとともに、新しく着任された先生方よろしくお願い致します。

昭和46年度末教職員異動者名簿

（3/28新聞紙上発表）

学校名	転出者 職名	転出者 氏名	転出者 転出先	転入者 職名	転入者 氏名	転入者 前任校
増田小	教諭	井浦　一郎 正	新潟、赤塚小	教諭	吉子 恒有	高柳、岡野町小
	〃	毛利　天	柏崎、北条南小	養護教諭	塚代	
	養護教諭	佐藤　登志子	刈羽、刈羽小	養護助教諭	大中 村昌	新採用
	事務	中村　敏子	退職	主事	中	新採用
上小国小	教諭	水島　陸男	新井、新井小	教諭	佐藤 達	新潟、山の下小
	〃	大久保　チエ子	三島、出雲崎小	〃	栗林 睦子	三島、出雲崎小
		外川　澄雄	刈羽、赤田小			
法末小	教頭	柴野　信雄	高柳、石黒小	教頭	大山 園正	柏崎、別俣小
	教諭	今井　トシ子	高柳、岡野町小	教諭	本 美智子	高柳、石黒小
中里小	校長	岡嶋　宣方	柏崎、吉井小	校長	佐藤 広三	堀ノ内、原中
	教諭	西巻　恵司	三和、上杉小	教諭	白川 健	三和、上杉小
橋小国小	教諭	行田　修造	柏崎、鯖石小	教諭	飯田 邦夫	三島、寺泊小
国小下小	教諭	水島　敏子	牧、牧小			
八王子小	教諭	大矢　保三	柏崎、野田小			
	〃	溝口　達雄	小千谷、真人小			
	養護教諭	阿部　敏	退職	養護教諭	飯村 恵美子	新採用
				助教諭	松田 勇	山野田分校
小国中学	教諭	真貝　郎太	柏崎、北条中	教諭	熊谷 昌	三島、出雲崎中
	〃	小熊　チ一	柏崎、北条南小	〃	筑波 啓一	三島、大河津中
	〃	渡辺　賢清	長岡、関原中	〃	沢横 文子	長岡、北中
	〃	高橋　逸均	桐山中（教頭）	〃	岡 明宏	名立、名南中
	〃	久保　均二	柏崎、田尻中	〃	戸山 直哉	中里、倉俣中
	〃	有坂　和二	柏崎、二中	〃	神保 啓	西山、内郷中
	〃	谷内田　真理子	栄、大面中	〃	渡辺 富夫	柏崎、米山中

【春の火災予防】

○ 春の行楽期、農繁期における家庭の防火

春は新学期や行楽などで外出することが多く、農村では農繁期でいそがしくなります。この季節は強い南風が吹き、空気が乾燥し、火災が発生すると大火になるおそれがあります。

最近、こどもや身体の不自由な老人の焼死事故が多いので、外出時や就寝時には火の元に十分注意しましょう。特に子供の留守番は火の用心に細部の注意を望みます。

○ たばこの投捨防止

たばこは火災原因の第一位です。そのうちでも投捨によるものが最も多い。愛煙家に一層の注意をねがいます。また自動車の走行中や、歩行中の投捨たばこは絶対にやめましょう。

○ 危険物の管理

農繁期を迎え、農耕用ガソリンの使用が多くなります。ガソリンは引火性が大きく、寸時の油断で大火を起こします。また灯油を燃料とする風呂が最近普及し給油時の誤りでガソリンを使用し思わぬ大事故が発生した例もよくあります。この危険物（ガソリン・灯油・重油・プロパンガス）等は取扱い管理に十分注意しましょう。

○ 林野火災

春の乾燥期は年々林野火災が増加傾向であり、この出火原因はたばこによるものが最も多く、次いでたき火、火入れ、草焼きの順となっています。山菜とり、ハイキング、草焼き等の入山者は、林地、畑、原野へたばこの火を投げ捨てたり喫作業の火の不始末のないよう十分注意しましょう。

民族具の寄贈御礼

教育委員会

前号に引続き、古い民具をお寄せいただきました方々を発表します。家財整理などで不用の古品がありましたらご連絡下さい。小さい物はお近くの小学校へお届け願えれば幸いに存じます。

なお紙上発表により御協力いただきました各位に厚く御礼申し上げます。

前引き		
カミシモ一揃	沢輪 淳	男雄
石油ランプ	青柳 チヨ	原小屋
鉄ビ	小林 貫吾	湯本 信男
貧乏ロウソク	山崎 昭作	原 武義
ワラジ	稲波 政雄	山崎 功
背負カゴ	角山 達郎	佐藤 治作
千歯	小林 秀二	赤井 清治
	五十嵐 義信	藤田 二一
	高橋 新一	野田 武
	大橋 倍一郎	藤田 金一
	山崎 亀一郎	加瀬 修次
		樋口 重夫
（大ノコ）	桐 機	原小屋
オウミ	筆 鉄	湯本
座	綿 切	原
縄	鶴 ク	桐
馬	踏 台	武
用	と湯たんぽ（セト）	原小屋
鉄	ぴ（セト）	桐
切	焼	武
機	月琴（コト）	法

診療費の窓口払いについて

お医者さんにかかった時の代金は、必ず窓口で支払っていただくことは御承知のとおりですが、ややもすると忘れてくる場合が、決して少なくありません。これが未納になり、整理にこまっております。また、夜間外来あるいは往診された場合は、翌日またはなるべく近い日に納入下さるよう御願い致します。

診療費は窓口で!!

この忘れられようとしている風俗、習慣等を、今こそ後世に残さないと消滅することになる恐れがあります。

このような考えから新しい視野に立っての町史を編さんすることになり、現在その資料を集めているのです。

おかげさまで貴重な資料が、ほうぼうから寄せられ正確な史実にもとづいた町史ができるものと関係者一同よろこんでいます。

そのなかで今月は大郎丸の高橋達二さんから寄せられたものをごひろういたします。

これは「肥炭林日鑑（ひごりんにっかん）」といって越前永平寺第六十三世管長をされた滝谷孫宗禅師が廃応年間太郎丸の肥炭林に庵を建て蚊学された頃の日記です。この日記は廃応三年（一八六七年）のもので禅師三十一才のときでした。

町史 "こぼればなし"

（その1）

先月の広報で"古文書拝見"のお願いをしたところさっそく多数の人たちからご好意あるご連絡をいただきました。厚くお礼申し上げます。

昭和十三年、時の小国郷教員協議会が、苦心して編さん発刊された「小国郷土史」は郷土の貴重な文献として今なお高く評価されています。

あれから三十数年、時代の変せんとともに小国郷も新しい歴史を経てきました。

とくに敗後は社会の急速な進歩発展にともない、私たちの生活様式も一変し古い時代の生活、風習等が忘れられようとしています。

心して編さんしたものです。

三月二十八日　壬午

快晴　辰半刻西南風両三時頃リ　秀女菜を送リ来午前除ル年後北風起レリ　午半刻小松ノ餅子来テ詩ノ添削（てんさく）ヲ乞フ一時ニシテ下山中刻国居老師長岡藩河井継之介ト共ニ来遊ス　烏主モ亦来レリ薄暮下山但シ藩士ハ時ノ郡奉行ニシテ主命ヲ受ケ領民一同ヘ酒ヲ賜ハリニ来リ浮山ハソノ宿ナリ因テ浮山ヨリ来遊セリ（後略）

七月六日　丁己

（前略）

頃ロ一ノ野猿アリ折々麓辺ニ来リ遊ブ今日前渓ニ出果ヤ拾ト由シノ処村竜見テ呼ブ野猿驚テ亡ル（後略）

この日記によると当時の小国郷の生活の一端がうかがえると同時に、歴史的人物（長岡藩河井継之介）が小国にきたこともわかった。また、猿がせい息した事実に驚いたり、猿の大変参考になりました。

季節労働者の失業保険について!!

柏崎公共職業安定所では今春失業保険受給手続きのため、初出頭の際出頭整理票制度を昨年同様採用いたします。

これは一時的に混雑したり、能力的な限界を考えてご協力をお願いする方法です。春になると、旅先から請求したり、帰郷されないうちに家族の方がもらいに来たりされますが、これでは自分たち同志で窮屈なようにしあってしまいます。昨春小国町役場で実施したように、離職票が確実に手に入り、自分で職安に出頭できる日を決めてから、町役場事業課の窓口へ請求されれば整理票及び失業保険関係の一切の添付書類をさしあげます。確実な日を決めて整理票を請求してください。

季節労働　互助金の請求は事業課へ!!

季節労働の皆さん、長い期間ご家族と離れての仕事、ほんとうにご苦労さまでした。環境の違いや不慣れな作業など、さぞかしおつかれのことと存じます。不時の災害時に一時金の給付や季節労働に関する横の連絡・待遇問題・情報交換場をつくることにより、働きやすい環境づくりのために昨年度発足しました互助会の加入につきましては、現在八八八名（六八％）に達しました。本年は更にご理解・ご協力をいただきながら八十％以上とし、その事業も、より充実したものにしてゆきたいと考えております。

さて、互助会の請求でありますが、ケガや病気等で一カ月以上仕事を休まれた方は、次により互助金の支払いをいたしますので、会員証裏面に記載された書類を添えて申出てください。

一カ月～三カ月以内　一～二万円内

三カ月以上　三万円

売渡限度数量　四、三四九トン　目標数量　八八五トン

―米生産調整目標配分内示終る―

昭和四十五年から実施された米生産調整対策は昨年二月の閣議了解により昭和四十六年から昭和五十年までの五カ年間にわたる実施がきめられ、今年はその第二年目を迎えました。

小国町に対する目標配分は生産調整目標数量が八八五トン（昨年比十五・四％減）事前売渡申込限度数量が四、三四九トン（昨年比約三％増）とそれぞれ配分され、チョッピリ緩和されました。

町では米生産調整の強制に反対し、あくまで自主協力という基本姿勢をとりつつも、昨年から「凍止め措置」として政令の改正により買入制限が現実にとられている以上、農家配分並びにそれに基づく生産調整の実施は農家の皆さんの理解と協力を得ながら進めなければならない、ということで、三月三十一日付で米生産調整目標配分通知を行ないました。

昨年の小国町の実績は生産調整数量六七九トンで達成率は六四・八六％、実施面積は一六四ヘクタールであり、上小国農協の受託経営による桑たばこと牧草の集団転作二十一ヘクタール（昨年三ヘクタール）一枚のうち仮畦畔で実施する場合は一アール以上（昨年は三アール）という条件をゆるめる改正がなされたのが主な変更点です。

今後の予定はいずれその時点ごとに通知いたしますが、米生産調整実施計画書を五月二十日ごろまでに提出していただき、計画書とあわせて売渡限度数量の農家間調整を昨年同様実施することになります。

特に売渡限度数量の農家間調整は昨年の場合、せっかく小国町に配分された七万四百叺のうち、一、〇八五叺も残してしまったという結果ですので、今年は関係機関とも充分話しあいのうえ実施したいと考えておりますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

「保健組織」の優良校に下小国小学校

保健活動の優良校に対する表彰式が、三月四日新潟市の新潟会館で行なわれ、「保健組織」の部門で下小国小学校が優良校としての表彰を受けました。

これは県学校保健会が主催して、昨年秋書類を提出して審査を受けていたもので、環境衛生つくり、児童の体力つくり、保健活動などが認められ、晴れの受賞となったものです。

なお都内では、他の部門で二カ校が受賞いたしました。

県学校保健会の表彰を受けて

下小国小学校教諭　村山幸子

昨四十六年十月中旬、県教育委員会より「学校保健指導実践報告」提出の依頼があり、県の保健指導課に提出いたしました。

その結果、県下の小、中高校を合わせて「環境衛生」「保健管理」「保健指導」「保健組織」の四つの部門でそれぞれ優良校がえらばれ、私たちの下小国小学校は「保健組織」の部門で表彰を受けることができました。表彰式は、三月四日県民会館において、多数の来賓、各関係者を迎えて行なわれました。私はこの栄ある表彰式に出席することができ、感じましたことは教師が保健に関する共同意識を持って指導に当ることはもちろんのこと、学校生活の中で環境をどのように整美し、よりよい指導をしていくか、学校教育・社会教育全般を含めて学習以前に保健があることを痛感しその大切さを感じた次第です。

二宮尊徳先生の教えにもあるように「たらいの中に水を入れ〝はしり〟で水をかきまわすと、初めは〝はしり〟だけがまわっているけれど、後には水全体がまわって〝はし〟をまわすようになる」と、教えられています。

児童の健康生活を推持することは、結局は地域・学校が一体となって児童の健康生活の心配の場合は使用禁止としてはならない区域（使用規制区域）を指定することができることになりました。

小国町の場合、養鯉池が指定され、使う場合の制限や使用手続きが必要となりました。

あぶない農薬　PCPパムコン　使用には充分気をつけて!

水田や畦畔の除草剤として欠かせないPCP、パムコンが「水質汚濁性農薬」

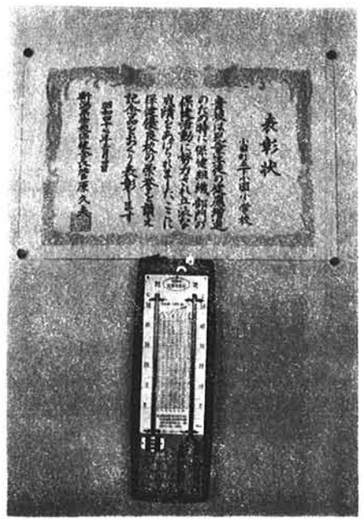

火葬場使用料の改正

福祉衛生課

三月定例議会において、「小国町火葬場条例の一部を改正する条例」が承認されましたので、その内容をお知らせいたします。

今までの使用料は、昭和四十年に改正されたものですが、その後の諸物価の上昇などを考慮して、今回の改正（値上げ）となったものです。

▼改正された使用料は次のとおりです。

小国町居住者

一死体につき

一、二〇〇円

一死胎につき

五〇〇円

(二)町外者

一死体につき

一、八〇〇円

一死胎につき

八〇〇円

なお、この条例は四月一日使用から適用されております。

〔町有財産　処分公告〕

町の建物を売りますから希望者は申し出て下さい。

売る建物（家屋）

現　原巡査駐在所家屋一棟

木造セメント瓦葺一部トタン葺、二階建

一階一九坪六六

二階一四坪三三

合計三三坪九九

価格　面談の上決定

条件　四月三十日までに解体の上持去ること

申込期限　五月一日

申込先　小国町役場行政課庶務係

昭和四十七年四月一日

小国町長　佐藤勝栄

戸籍の話(2)

子供の名前と出生届

子供さんの出生届はお済みでしょうか。

子供さんが生れると十四日以内に出生届を市町村役場にしなければなりません。その子供さんはいつまでも戸籍にのらないので、入学・就職・結婚などの場合にいろいろ困ることがあります。

生れた日から数えて七日目を「七夜」といい、親類や近所の人達を招いて祝いをする風習が全国各地にあります。またこの日に子供の命名をする地方も多いようですが最近は、生まれる前にあらかじめ名前を決めておく方が増えているようです。

子供の名前は、片かな ひらがな（変体かな）を除く、当用漢字（人名名用漢字を含む）を用いなければなりません。漢字の読みは「高」という字を「ひくい」と読むような場合ならあり得ない読み方をしない限り、音、訓または「字義」つまりその字の持っている意味によってもよろしいのですが、その名前が一生涯用いられるものですから、だれもが呼びやすい、そして書きやすい名前をつけてやるのが「親のつとめ」であります。

子供さんが生れたら忘れないで十四日以内に出生届をしましょう。

届書の用紙は役場に備えつけられていますからそれにお産に立ち合ったお医者さんまたは助産婦さんから出生証明をもらったうえ、届出人（ふつうは父親）が必要な事項を記入して役場の窓口を提出すればよいわけです。

もし、命名や届出についてわからないことがありましたら、役場の窓口で遠慮なくおたずねください。

ましょう。また、この他に、同音のくりかえしに用いる「ゝ」、「〻」、「々」などの字、長音に用いる「ー」の字を用いることができます。

広報おぐに

号外

昭和47年4月25日
発行＝小国町役場
印刷＝小千谷市位下印刷

小国町	農家数	2,185戸
〃	人口	8,286人(16才以上)
〃	耕地面積	1,581ha
内訳	田	1,294〃
	畑	235〃
	採草地	52〃

農業金融への案内

経営拡大のための総合的な資金

総合資金制度（公庫資金）

融資対象と特徴

生産性の高い農業を育成するため、土地の取得や造成、改良、果樹などの植栽、育成、大中家畜の購入、農用建物や農機具の改良、造成、購入などを包括的に融資する総合施設資金のほか、農協や信連から融資する農業近代化資金、運転資金も一括して融資されます。融資額が大きいことも特徴です。

借入者の資格

農業を営む個人、農業生産法人であって、実質的な経営担当者が比較的若年（おおむね四十才以下か確実な後継者のいるもの）で自立経営となる意欲と能力をもつもの、そして規模拡大に対応しうる基幹労働力（法人では構成員とその家族）の確保が可能と認められるもの。

融資条件

総合施設資金の ①貸付限度額は個人八百万円、法人三千万円 ②融資率は事業費の八〇%③利率は年五分（据置期間中四分五厘）④償還限期は二十五年以内（うち据置期間十年以内を含む）⑤担保は貸付対象施設およびこれと関連する物件・必要な時はその他物件とするが、担保不足の場合でも実情に応じ保証人、償還能力の見込みなども考慮されます。農業近代化資金の①貸付限度額は個人二百万円（特認五百万円）法人（協業を含む）一千万円②融資率は八〇%（特認は九〇～一〇〇%）③利率は年五分～七分④償還期限は五年以内～十五年以内（うち据置期間二年以内～七年以内を含む）。運転資金は年利八分五厘を基準としてます。

借入手続きなど

①借入希望者は、市町村の農業改良普及員や農協営農指導員の助言を得て経営改善計画をたて、農協、信農連、公庫支店等に備え付けの借入申込書と総合改善計画書を提出します ②これを受けた農協等は信連等取扱金融機関に進達し、同機関は公庫支店や都道府県に書類をとりつぎ、それぞれ併行して審査を進め、関係機関で構成された融資協議会で審査します。この際各郡道府県ごとに定められた作物別の経営改善の目標指針が基準となり、場合により借入申込者の実査、面談も行なわれますので注意して下さい。

（注）初年度は、法人に対する貸付が実際上行なわれなかったが、四十五年度から運用が緩和されて実施されています。

土地の取特、造成、改良のための資金

＝そのあらまし＝

利用できる資金

①農地、採草放牧地を買いたい時は公庫の「農地等取得資金」のほか、新たに「農業者年金基金融資」②未墾地を買いたい時は公庫の「未墾地取得資金」③小規模の農地、牧野の造成、改良をしたい時は近代化資金の「小規模土地改良資金」と公庫の「非補助土地改良事業助成資金」④耕地防風林資金「耕地防風林資金」が利用でき、⑤農業用施設の敷地については単独の融資はなく、それぞれの施設のための資金に含められている場合が多いので、その項を参照して下さい。

農地等取得資金（公庫資金）

融資対象と特徴

一定の農業経営改善計画にもとづいて農地等を取得する場合に対象となり、公庫資金中最も有利な条件です。

借入者の資格

農業を営む個人または農業生産法人であって、農業経営改善計画について知事の認定を受けた者。

融資条件

①貸付限度額は個人二百万円、法人八百万円（三戸以下の構成法人は二百万円×構成戸数）で、最低限度は対象事業費の八割以内（分担金融資では分担額の八割）で、最低限度は一件十万円 ②利率は利子・経済対象事業が年三分五厘、その他四分五厘（うち据置期間五年以内）③償還期限は二十五年以内（うち据置期間五年以内）。

借入手続など

公庫資金一般の場合と同じです。

農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫保証、借入手続などは、近代化資金の一般の場合と同じですので、「小規模土地改良資金」の項を参照して下さい。

農機具など購入のための資金

＝そのあらまし＝

利用できる資金

農業を営むものであればよく、個人、農事組合法人、合名会社、有限会社、さらに農業を営むものが組織すれば、法人格のない団体も利用できます。また、共同利用施設では、農協、同連合会、農業共済組合、同連合会、たばこ耕作組合、農業協同会社などです。

融資条件

①利率は、農業を営む者が年六分、農業協同組合等が年六分、農業協同組合等が年七分（営農団地特別整備事業に必要な資金の場合は、それぞれ年五分、年六分）②償還期限は、農業を営む者が十二年以内（うち三年以内の据置期間）、農業協同組合等が十五年（うち三年以内の据置期間）です。

（注）なお、賃付限度額、償還期限などは、近代化資金一般と同じですので、「小規模土地改良資金」の項を参照して下さい。

共同利用施設資金（公庫資金）

特徴

共同利用施設のうち、資金量の大きい場合や、電気導入施設など近代化資金の借入れが困難なものが対象になり、償還期間の長いのが特長です。対象は、電気導入施設、病院施設、農事放送施設、その他集荷施設などとなっていますが、詳細は略します。

農機具導入資金の貸付対象資金一覧表

農機具名＼資金名	農業構造改善事業推進資金	畜産経営拡大資金	営農資金	臣設大施設主務指定資金	利用施設共同資金	近代化資金 農業化資
耕運機	○	○	○	○		○
トラクター	○		○	○	○	○
コンバイン	○				○	○
防除機械	○					○

農機具取得資金（近代化資金）

融資対象と特徴

農機具を買いたい時には普通の近代化資金が広く利用されます。対象は原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具または運搬用機具の取得です。なお、小農機具については、多数をセットで購入する場合など額が相当額に達する場合を除いては対象になりません。

家畜の導入、育成のための資金

＝そのあらまし＝

利用できる資金

①乳牛の導入資金では、一般的なものとして近代化酪農経営改善計画や農業構造改善事業実施計画など特別の計画にもとづくものでは、公庫の「畜産経営拡大資金」や「農業構造改善事業推進資金」があります。

②肉用牛導入資金のうち繁殖用雌牛については、乳牛の場合と同じですが、肥育牛の導入については近代化資金の「特認資金」③豚の導入資金のうち繁殖用については、一般に近代化資金「家畜購入育成資金」、農業構造改善事業推進資金」があり、肥育豚については近代化資金の特認資金」④肥育用の鶏の導入資金としては近代化資金の「特認資金」が利用できます。⑤また、家畜の育成資金の「家畜購入育成資金」が利用できます。

家畜購入育成資金（近代化資金）

融資対象と特徴

対象は ①肥育の用に供すること を目的として二年以内の期間飼育する肉用家畜を除く牛、めん羊もしくは豚、競争の用に供するものを除く馬または、山羊の購入 ②乳牛、繁殖用肉牛または繁殖豚の育成に必要な飼料代、衛生費、種付料、風用労賃などの直接経費です。なお、乳牛導入などの場合、導入、育成資金、畜舎、サイロ、機具などのセット融資を受けることもできます。

借入者の資格

農業を営む個人、農業生産法人

融資条件

①利率は、農業を営む者が年六分、農協等が年七分（営農団地特別整備事業に必要な資金の場合は、それぞれ年五分、年六分）②償還期限は、農業を営む者が七年以内、農協等が十年以内（いずれも二年以内の据置期間が含まれます）

（注）なお、貸付限度額、保証、借入手続などは、近代化資金の一般の場合と同じですので、「小規模土地改良資金」の項を参照して下さい。

農機具取得資金（近代化資金）

融資対象と特徴

農機具を買いたい時には普通の近代化資金が広く利用されます。対象は原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具または運搬用機具の取得です。なお、小農機具については、多数をセットで購入する場合など額が相当額に達する場合を除いては対象になりません。

家畜の導入、育成のための資金

＝そのあらまし＝

利用できる資金

①乳牛の導入資金では、一般的なものとして近代化酪農経営改善計画や農業構造改善事業実施計画など特別の計画にもとづくものでは、公庫の「畜産経営拡大資金」や「農業構造改善事業推進資金」があります。

②肉用牛導入資金のうち繁殖用雌牛については、乳牛の場合と同じですが、肥育牛の導入については近代化資金の「特認資金」③豚の導入資金のうち繁殖用については、一般に近代化資金「家畜購入育成資金」、農業構造改善事業推進資金」があり、肥育豚については近代化資金の特認資金」④肥育用の鶏の導入資金としては近代化資金の「特認資金」が利用できます。⑤また、家畜の育成資金の「家畜購入育成資金」が利用できます。

家畜購入育成資金（近代化資金）

融資対象と特徴

対象は ①肥育の用に供すること を目的として二年以内の期間飼育する肉用家畜を除く牛、めん羊もしくは豚、競争の用に供するものを除く馬または、山羊の

小国町における標準小作料が次のように設定されました

昭和四十五年十月一日に農地法の一部改正が行なわれ農地の小作料について、従来では最高小作料で規定してありましたものを標準小作料の制度に改正されました。

この制度は、適正な小作料により農地の流動化を容易にして、農業外の任事等により経営の縮少をはかる人には借り易く、又、経営規模を拡大して自立経営を目指す農家には借り易いようにすることがねらいとなっている訳です。

そこで、小国町農業委員会では、昨年の十月から十二月の間に、四回にわたり標準小作料設定協議会を開催して、この問題を討議しその結果を農業委員会の総会において審議を行ない県と協議をして決定されましたのが、次の表に掲載した額であります。

農地の区分	小作料の標準額	備考
田の部		
1 等級 県道小千谷柿崎線，長岡小国松代線、楢沢川、渋海川に囲まれた土地改良施行農地	16,000円	基準収量 510kg
2 等級 1等級及び大貝、延命寺の区画整理地を除く土地改良施行農地	14,000円	基準収量 450kg
3 等級 集落から2km以内で5ha以上の集団的に存在する農地	10,000円	基準収量 390kg
4 等級 1、2、3等級のいずれにも属さない農地	5,000円	基準収量 330kg
畑の部	標準額を定めない	

農地の処分は適格に

離農給付金には資格が必要

まず農業委員会に相談を

昭和四十六年一月から施行になりました農業者年金基金法により農業から引退される老令農業者や、新しい生活に飛び込まれる転職離農者に一時金（十五万円と三十五万円の二とおり）を支給し、その生活安定の一助にしてもらおうという意図のもとに、離農給付金という制度が設けられております。

しかしながら、離農したからといって誰でももらえるものではありません。一定の資格要件が必要です。

。どんな人が支給されるか

一、離農するまで引続き五年以上農業を続けてきた経営主で二十才以上の人

二、離農する一年前に三十アール以上の自分名義の自作地をもっている経営主

三、経営主と住居および生計を一にする親族のうちに給与金の支給を受けたことがない人。

四、農業者年金の被保険者であった者で、その被保険者期間が三年以上のものまたは脱退一時金の支給を受けたこと。

。どういう経営移譲をしなければならないか

一、基準日にどれだけの農地をもっていればよいのか

経営移譲が終了する日の一年前の日、これを基準日といいますが、この基準日において自分名義の自作地が三十アール以上なければなりません。

二、だれに農地を処分しなければならないか。

経営移譲の相手方については、離農給付金の場合必ず第三者でなければなりません。さて、この「第三者」ですが、後継者以外であれば誰でもよいのかというとそうではありません。これは次に示す要件をみていただいたが、この三十アール以上の自作地はかならず所有権の移転によって処分しなければならないわけです。小作地については使用収益権の移転または設定によって処分すればよいことになります。

なお、離農給付金も年金の場合と同様、十アール以内の自留地を残すことが認められております。

また、離農給付金の場合等、年金の場合も、適切な経営移譲とは基準日後においてすべての農地が農地として処分されることが必要であり、強制収容の場合を除いて転用は認められません。

。いくらもらえるか

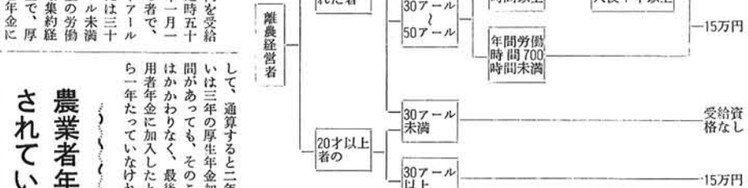

「説　明」

給付金三十五万円を受給できるのは制度発足時五十五才以上（大正五年一月一日以前の生まれ）の者で、その経営規模が五十アール以上であるか、または三十アール以上五十アール未満で年間七百時間以上の労働力を投下するような集約経営をしている経営主で、厚生年金などの被用者年金に加入していないか、最後に加入した日から一年未満である者となっています。これはつまり、農業者年金に当然加入または任意加入できる資格規模をもちながら五才をこえている）だけで年金加入の恩恵に浴することができなかった経営主に対する優遇措置です。なお被用者年金に最後に加入していた日から一年未満というのは、たとえば、これまで半年季節労働等をくり返して、通算すると二年あるいは三年の厚生年金加入期間があっても、そのことにはかかわりなく、最後に被用者年金に加入したときから一年たっていなければよいというわけですから、その点半年季節労働者で離農する場合とか、離農の視みとして、半年とか十ヵ月以前に町へ就職して被用者年金に加入しているというような人の場合は、最後に加入して一年未満ですから三十五蒐円受給の有資格者ということになります。

。離農計画書提出

離農計画の提出は、離農予定日のおおむね一年前に提出してください。緊急に離農することとなった場合おおむね一年前に計画書を提出する余裕はありますから、そういう時は、離農を決意した時点で計画書を提出すればよいことになっています。

。支給申請の手続

申請書の提出期限は、当該経営移譲が終了した日の翌日から起算して三ヵ月以内に、さきに計画書を提出した農業委員会へ提出してください。

以上離農給付金の制度について申し述べました。要は、離農を決意した場合には、まず、農業委員会へご相談ください。農地の処分等をあやまると、せっかくの給付金も受給することができなくなります。

農業者年金にまだ加入されていない人は是非加入をいたしましょう

昭和四十六年一月一日に発足しました農業者年金について小国町では、当然加入の予定者が七七一名ありましたが、このうち加入申込みをされた方は現在四〇二名で任意加入予定者は四八〇名、このうち加入申込みは一三一名で全体では四二パーセントという現状です。

会情勢ではありますが、各人の老後等のことを考え、年金に加入されますようお奨めいたします。

申請の受付は、それぞれの農協で取扱っておりますので、詳しいことは農協か農業委員会へお問合せください。